

番号：150909

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2（標準設計（水路）及び設計・施工（リハビリテーション）マニュアル策定）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：水路標準設計及び設計・施工（リハビリテーション）マニュアル策定
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2015年12月上旬から2016年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内1.50M/M、現地3.00M/M、合計4.50M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	90日（45日、45日）	25日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月11日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	灌漑開発に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア／全世界（本邦含む）
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割を占めており、同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

またタンザニアでは、2006 年に策定された「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Program: 以下、ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、2014 年現在で約 46 万 ha の灌漑開発に留まっている。

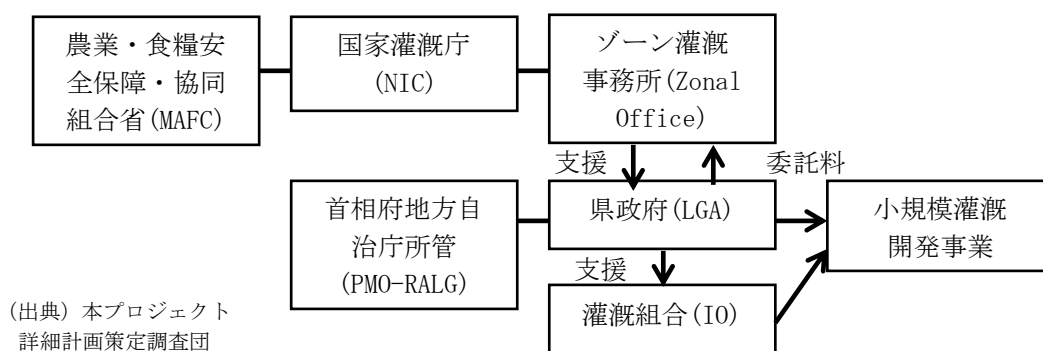
タンザニア政府は ASDP の下、500ha 以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）から地方政府（県）へ移管し、県灌漑開発基金（以下、DIDF）を通じて灌漑開発の予算を県に配布し、灌漑開発を推進している。しかし、県による灌漑開発事業が困難であったことから、JICA は、県による自立的な灌漑事業の計画・実施を支援するために、技術協力プロジェクト「県農業開発計画 (District Agriculture Development Plans : 以下、DADPs) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」を 2007 年 1 月から 3 年間にわたり実施した。その中で、県灌漑技術者による灌漑事業の調査計画段階から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業、及び手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン（以下、ガイドライン）を策定した。これを踏まえて、JICA はガイドラインを全国に普及し、全国の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト（「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画」(以下、前フェーズプロジェクト)) を 2010 年 12 月から 2014 年 6 月まで実施した。また現在、119 の灌漑スキームにおいて、新規灌漑施設の建設、既存施設の改修等を行い、コメを中心とする農業生産性の向上、貧困削減を目指す円借款事業「小規模灌漑開発事業」(2013 年 5 月～2017 年 3 月) を進行中であり、同事業で策定されたマニュアル等を本プロジェクトで活用することとしている。

前フェーズプロジェクト終了後、灌漑開発事業はタンザニア政府により継続され、ガイドラインが活用されているが、新灌漑法が制定され、それに伴う灌漑行政の体制変更や、人材育成計画が新たに作成されるなど、タンザニアの灌漑行政にかかる実施体制に変化がある。また、灌漑開発業務を担うゾーン事務所及び県事務所の技術者の数や能力が依然として不足していることから、灌漑開発において重要な部分を占める水路設計やリハビリテーション（以下、「リハビリ」）にかかる簡便な技術マニュアルを整備し、これら工事を効率的に実施するとともにその品質を確保することが課題となっている。

かかる状況を受け、タンザニア政府は、新灌漑法に基づく灌漑開発政策ならびに灌漑人材育成計画の実施を支援することで、灌漑人材の能力強化を目的とする「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2」（以下、本プロジェクト）の実施にかかる支援を我が国に要請し、JICA は 2015 年 8 月から 2019 年 8 月までの期間で協力を行っている。本プロジェクトでは、ゾーン灌漑事務所及び県灌漑事務所の灌漑技術者の灌漑計画・施工能力及び灌漑維持管理能力の向上を通じて、ガイドラインに沿った灌漑開発事業の改善・推進に向けた仕組の強化を図っている。その過程において、国家灌漑庁（NIC）及びゾーン灌漑事務所の灌漑技術者と JICA 専門家をメンバーとし、計画・施工及び維持管理に係るタスクグループを設置し、標準設計、リハビリテーション等のマニュアル作成、灌漑データベースの構築等に係る活動を実施している。

本業務従事者の派遣目的は、灌漑施設状況、設計及び施工上の問題点及び課題等を制度面、技術面の両方から把握し、ゾーン灌漑事務所の円滑な設計業務実施のための水路標準設計マニュアルの策定、及び県灌漑事務所におけるリハビリ業務の円滑化のための設計・施工マニュアル（リハビリ）の策定である。

なお、タンザニアにおける小規模灌漑開発事業の行政の実施体制を以下に示す。



タンザニアにおける小規模灌漑開発事業の行政の実施体制

7. 業務の内容

本業務従事者は JICA 職員及び本プロジェクトの長期専門家等と密な調整を図りつつ、次の業務を実施する。

(1) 国内準備期間（2015 年 12 月上旬～2016 年 1 月上旬）

- ① 前フェーズプロジェクトに関する各種報告書（10ヶ所のリハビリ地区について分析を含む）、ガイドライン、フェーズ 2 プロジェクトの詳細計画策定調査報告書案（2015 年 1 月～2 月実施分の調査結果をまとめたもの）、現在実施中の円借款「小規模灌漑開発事業」のコンサルティングサービスにより作成された各種ガイドライン、フォーマット等の内容を把握する。
- ② ASDP 及び DADP、県灌漑開発基金（District Irrigation Development Fund: DIDF）について各種報告書等によりその概要を把握する。
- ③ 上記①～②を踏まえて、現地派遣期間に確認すべき情報を検討し、関係機関（NIC、灌漑ゾーン事務所、県農業灌漑事務所、灌漑組合）への質問票（英文）を作成する。
- ④ 上記準備を踏まえ、JICA 担当職員と打合せを行い、調査方針を作成する。

(2) 現地派遣期間① (2016年1月中旬～2016年2月下旬)

- ① 現地業務開始時に本プロジェクト長期派遣専門家及びNICと協議の上、調査内容の確認を行う。業務の遂行に当たっては、上記本プロジェクト関係者と密な連携を図ることとする。
- ② タンザニア側（国家灌漑庁（NIC）、灌漑ゾーン事務所、県灌漑事務所、灌漑組合等）から提案される灌漑地区（以下、検討地区とする。水路工5～6地区、リハビリ13～15地区（前フェーズ検討10地区を含む））についてのレビューを行い、設計・施工の両面から問題点を把握する。
- ③ 上記②を踏まえて、詳細な現地調査（水路工5地区程度、リハビリ7地区程度を想定）及び関係者のインタビューを行い、a)水路工においては、流量、水路勾配及び地形・土質状況等から、最適水路断面、水路構造及び基礎処理などが適正かつ簡便に選定できる手法（簡単な土質試験を含む）を検討し標準設計マニュアルに取りまとめ、また、構造毎（コンクリート工、石積み工など）に標準的な図面集を作成する。b)リハビリにおいては、脆弱な基礎工、水密性の不備、断面不足などの課題を明らかにするとともに、現地にあった対応策（土質状況の適切な把握に基づいた基礎処理、適正なコンクリート打設による水密性の確保、現場状況に応じた不足断面の拡充対策など）を検討する。

(3) 国内作業期間 (2016年2月下旬～3月中旬)

- ① 上記(2)について、国内にてJICA担当職員と打ち合わせ・意見交換を行い、マニュアルの素案を作成する。

(4) 現地派遣期間② (2016年3月中旬～2016年4月下旬)

- ① マニュアル素案を基に現地にてセミナー／研修を実施し、現地関係者（日本人専門家を含む）から広く意見を収集し、マニュアル（素案）を最終化する。マニュアル（素案）は現地語への翻訳を行うとともに、図を入れるなど、現地関係者が活用しやすい内容となるよう工夫を取り入れる。
- ② マニュアル（完成版）について、現地でセミナー／研修を実施するとともに、現地JICAタンザニア事務所へ報告する。

(5) 帰国後整理期間 (2016年5月上旬～5月中旬)

- ① 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、調査結果を報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下(1)のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とし、電子データをもって提出することとする。

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワーク・プラン
和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)
英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (2) 現地業務結果報告書
英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)
- (3) 専門家業務完了報告書
和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ (CD、写真データ等を含む) も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は 2016 年 1 月 12 日～2 月 25 日及び 2016 年 3 月 17 日～4 月 30 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

2015 年 8 月から本プロジェクトに関して、長期専門家が派遣されています。本業務はこれら長期専門家と綿密な連携の下で業務を遂行することが求められます。本事業に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです (本業務の現地作業期間に派遣されている関連する専門家のみ記載しています)。

- ・ 総括/データベース (長期派遣専門家)
- ・ 計画施行 (長期派遣専門家)
- ・ 維持管理 (長期派遣専門家)
- ・ 業務調整/研修管理 (長期派遣専門家)

③ 便宜供与内容

JICA タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配
あり
 - ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
 - エ) 通訳備上
なし
 - オ) 現地日程のアレンジ
JICA がアレンジします。
 - カ) 執務スペースの提供
なし
- (2) 参考資料本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム（TEL：03-5226-8459）にて配布いたします。
- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」技術協力プロジェクト事業完了報告書
 - ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」専門家業務完了報告書
 - ・包括的灌漑ガイドライン（これまでのフェーズで取りまとめている灌漑事業開発にかかるガイドライン）
 - ・県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査報告書（2015 年 1 月～2 月実施分の調査結果をまとめたもの）
 - ・円借款「小規模灌漑開発事業」施工監理マニュアル、財務マニュアル、施工段階のレポートシステム案
- (3) その他
- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
 - ② タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate:EC）または就労許可証（Work Permit:WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約（単独型）締結後、当 JICA タンザニア事務所より必要書類等をお知らせします。申請に必要な書類は、旅券（写）、英文 CV、写真（5 枚）です。
 - ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載することとします。

- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上